

平成23年度 財政健全化判断比率等の公表

財政健全化判断比率は、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、この法律に基づき算定が義務付けされたもので、地方自治体の財政の健全度を判定するものです。

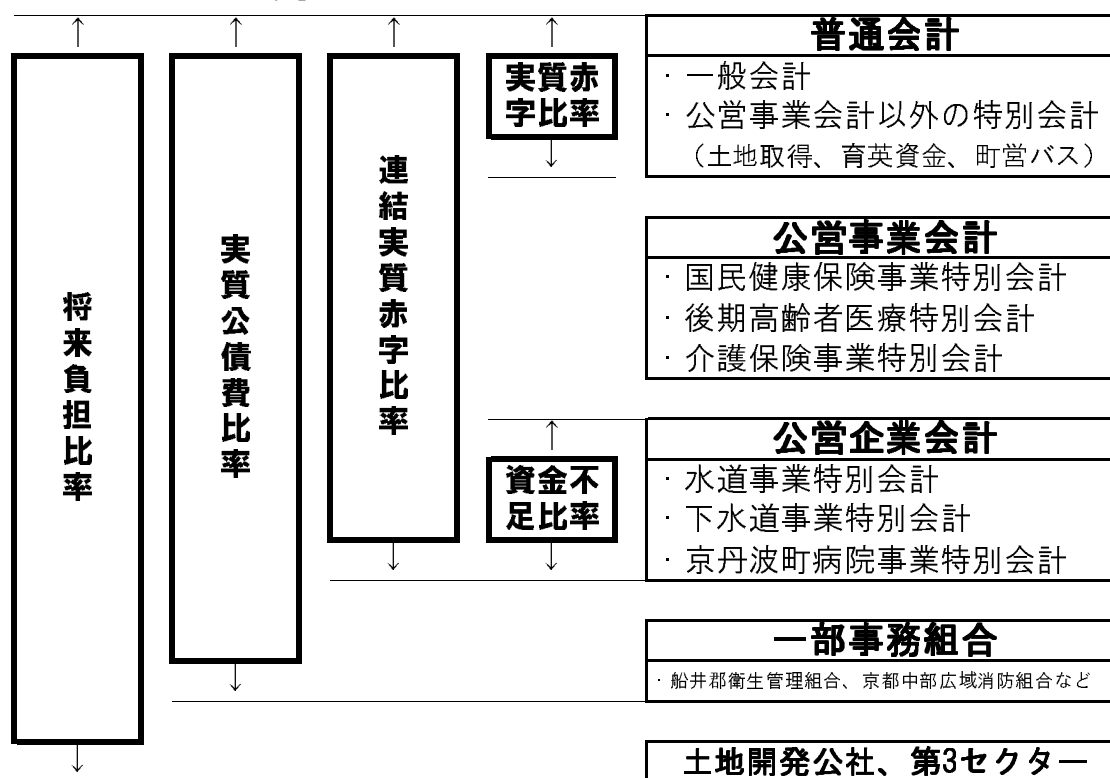
具体的には「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標で判定し、それぞれ「早期健全化基準」と「財政再生基準」が設けられています。

4指標のうち1つでも「早期健全化基準」を超えると早期健全化団体となり、自主的な改善努力を行うための財政健全化計画の策定や外部監査が義務付けられます。また、「将来負担比率」を除く3指標のうち1つでも「財政再生基準」を超えると財政再生団体となり、国などが関与して再生が行われるため、町独自施策の展開ができなくなるとともに、財政再生計画の策定や外部監査が義務付けられます。

なお、各指標の算定の対象となる会計範囲は表1のとおりです。

京丹波町の状況は、次のとおりで、基準を超えた指標はありませんでした。

各財政指標の対象となる会計の範囲（表1）



(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字（歳出に対する歳入不足額）の標準財政規模に対する比率です。

通常、赤字が発生した場合は繰上充用を行い、実質赤字が翌年度に繰り越されます。翌年度にその赤字額が解消されない場合はさらに翌年へと累積していきます。このような実質的な赤字額を標準財政規模と比較することで財政運営の悪化の深刻度を示すものです。

実質収支が黒字であることから、比率は「－」表示となります。

※【標準財政規模】地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模。

※【一般会計等】本町では、一般会計、土地取得特別会計、育英資金給付事業特別会計、町営バス運行事業特別会計。

(単位：％)

実質赤字比率			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
算 定 結 果	－	－	－
早 期 健 全 化 基 準	13.97	13.84	13.93
財 政 再 生 基 準	20.00	20.00	20.00

(2) 連結実質赤字比率

全会計（財産区会計を除く）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

一般会計のほか、料金収入をもってその運営が賄われるべきである公営企業会計等の赤字額を合算し、標準財政規模と比較することで、地方公共団体全体の財政運営の悪化の深刻度を示すものです。

いずれの実質収支も黒字であることから、比率は「－」表示となります。

(単位：％)

連結実質赤字比率			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
算 定 結 果	－	－	－
早 期 健 全 化 基 準	18.97	18.84	18.93
財 政 再 生 基 準	40.00	35.00	30.00

(3) 実質公債費比率

一般会計等の借入金の元利償還金やそれに準ずる額の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

地方債の償還額及びこれに準ずる債務を指標化し資金繰りの危険度を示すもので、直近の3年平均（平成21年度～平成23年度）で表します。

借入金の元利償還金に準ずる額としては、一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうちその特別会計の元利償還金に充てた額、及び一部事務組合への負担金のうちその元利償還金に充てた額が含まれています。

平成23年度における実質公債費比率は、15.3%で、前年度と比べると1.7ポイントの減少となりました。これは主に、地方債の償還額の減少によるものです。

※【標準財政規模を基本とした額】標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

(単位：％)

実質公債費比率			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
算 定 結 果	18.8	17.0	15.3
早 期 健 全 化 基 準	25.0	25.0	25.0
財 政 再 生 基 準	35.0	35.0	35.0

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債から算定した将来負担額から、負債の償還に充当可能な財源（基金等）を差し引いた額の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

地方債や将来支払っていく可能性のある負担の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

一般会計等の借入金、一般会計等以外の特別会計に係る借入金の償還に充てるための一般会計等からの繰出見込額、一部事務組合等の借入金の償還に係る一般会計等からの負担金見込額、先行取得用地に係る債務負担額及び職員等の退職手当支給に係る負担見込額等が含まれています。

平成23年度における将来負担比率は、143.7%で、前年度と比べると11.1ポイントの減少となりました。これは主に、一般会計等の地方債現在高の減少、充当可能な財源の増加によるものです。

（単位：％）

将来負担比率			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
算 定 結 果	182.8	154.8	143.7
早 期 健 全 化 基 準	350.0	350.0	350.0
財 政 再 生 基 準	—	—	—

(5) 資金不足比率

公営企業の財政健全化については、4指標ではなく、「資金不足比率」という指標により判定します。

「資金不足比率」とは、公営企業ごとの資金の不足額の、事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

この指標が20%以上の場合は、「公営企業の経営健全化（概ね「財政の早期健全化」と同様の状態）」に区分され、経営健全化計画の策定と外部監査が義務付けられます。

本町で設置している公営企業（病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計）は、いずれも資金不足となっていないことから「—」表示となります。

（単位：％）

資金不足比率			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
病 院 事 業 算 定 結 果	—	—	—
水 道 事 業 算 定 結 果	—	—	—
下 水 道 事 業 算 定 結 果	—	—	—
経 営 健 全 化 基 準	20.00	20.00	20.00